

第283回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和3年11月1日(月)

於 : 県北振興局 天満庁舎

## 第283回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月1日(月) 14時00分～14時30分
2. 通知年月日 令和3年10月25日
3. 公示年月日 令和3年10月25日
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 2-A 会議室 佐世保市天満町1番27号
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、萬屋隆則
7. 欠席委員 田添伸
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、細見課長補佐、塩田書記  
上利係長(壱岐駐在)
9. 議案
  - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
  - ・第2号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示「イカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業の制限」の発出について
  - ・その他

## 10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

只今より、第283回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

初めに、本日の出席者数についてご報告いたします。本日は、田添委員が欠席ですが、14名の委員が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「片岡委員」と「中原委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
- ・第2号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示「イカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業の制限」の発出について
- ・その他 となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、事務局から資料説明)

○県北振興局専決許可「手繰第3種なまこけた網漁業(川棚地区)」の新規許可にかか  
る制限措置等の公示内容にかか  
る説明

主な内容については下記のとおり

漁業時期 : 11月1日から3月31日

許可又は起業の認可をすべき船舶の数 : 2

継続許可及び承継許可の対象の有無 : 対象とする

申請すべき期間 : 公示日から令和3年11月15日まで

許可の有効期間 : 許可日から令和8年10月31日まで

○県北振興局専決許可「1そうびき船びき網漁業(相浦地区)」の新規許可にかか  
る制限措置等の公示内容にかか  
る説明

主な内容については下記のとおり

漁業時期 : 4月1日から9月30日

許可又は起業の認可をすべき船舶の数 : 8

継続許可及び承継許可の対象の有無 : 対象とする

申請すべき期間 : 公示日から1ヶ月後の日まで

許可の有効期間 : 許可日から令和4年7月31日まで

会長

ただいま、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員

今回の手繰第3種なまこけた網漁業(川棚地区)については操業区域が南共の共同漁業権ですが、北部海区調整委員会に諮るのですか。

事務局

川棚、東彼杵及び針尾については、県北振興局で許可を出しているため北部海区で諮問することとなっております。

会長 他に委員の方から何かご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

会長 他にご質問等もないようですので、第1号議案については原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間の短縮について差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議等もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」は、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第2号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会指示 イカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業の制限の発出について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局から資料説明)

[ ・ 制限区域及び制限期間について諮問。  
・ 過去の委員会指示一覧について説明。 ]

会長 ただいまの説明について何かご意見等はございませんか。

高平委員 カナギまき餌の問題は、えさとすることで魚がたくさん獲れることなのか、カナギまき餌が海に残留することなのかどちらですか。

事務局

カナギを餌とすることで魚がたくさん漁獲されることです。

昭和40年頃、カナギを餌とした漁業によりタイ、イサキ、ブリなどの資源が大量に獲れ、漁獲効果ありすぎるということで制限されました。

会長

他に委員の方から何かご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第2号議案については、原案どおり委員会指示を发出することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第2号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会指示イカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業の制限について」は、原案どおり委員会指示を发出することに決定いたしました。

続きまして、その他の件ですが、事務局から「まあじの漁獲可能量の追加配分について」報告があるそうですので、お願いします。

事務局

(事務局から資料説明)

- ・ まあじに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲量の変更について報告。  
変更前 18, 200トン → 変更後 21, 200トン  
※国の留保からの配分。

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第283回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 14:30

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印